佐伯市移住応援給付事業補助金（R6～）

【補助金の主な要件】※以下のすべての要件を満たす方が対象となります
●佐伯市外から佐伯市に定住目的（５年以上生活の拠点を置くこと）で住宅を新規に建設・購入・賃貸し、その住宅に居住を始める人（子育て世帯のみ実家への転入可）
●佐伯市に移住して１年を経過していない人
●住民票を移す直前に、連続して１年以上佐伯市外に在住していたこと
●佐伯市と移住前の市区町村において納入すべき税金を世帯員全員が完納していること
●世帯員の中に公務員がいないこと
●前住所地と佐伯市で、生活保護法における「被保護者」でないこと
●世帯員の中にこの補助金、佐伯市移住支援金、ようこそ佐伯住まいるサポート事業補助金を交付された人がいないこと
●その他各要件を満たす人

■補助金の申請は、転入した日から１年以内に提出して下さい。
ただし、予算に限りがありますので、転入後早めに申請してください。

	要　件	支給額
1	18 歳未満の子どものいる世帯 ※18 歳未満の子どもが 2 人以上いる世帯	30 万円 ※40 万円
2	その他の世帯	10 万円

■補助金交付早見表

NO	転入する人員		新築	建売	中古	賃貸	実家	備考
	大人	18 歳未満の子						
1	１人以上	０人	１０万円				×	その他世帯
2	１人以上	１人	３０万円				○	子育て世帯
3	１人以上	２人以上	４０万円				○	子育て世帯

■確認事項

【住宅取得及び賃貸物件の制限】
※取得をする住宅（新規建築・建売又は中古物件の購入）又は賃貸する物件（中古・アパート等）の所有者又は管理者が、移住者の３親等以内の親族でないこと。ただし、３親等以内の親族が所有者になり、移住者がその物件に居住する場合は、補助対象となります。
また、子育て世帯が実家に戻る場合は、補助対象となります。

【補助金の全額・半額返還の基準】
●全額の返金
転入の日から、３年未満に市外へ転出した場合
※補助対象要件に該当しなくなった場合は、全額補助金の返還となります。
●半額の返金
転入の日から、３年以上５年以内に市外へ転出した場合

誓約事項に違反があった場合等、補助金の返還を求める場合があります。

【お問い合わせ先】地域振興課　ふるさと振興係
TEL　0972-22-3033